

(様式第1号)

資金利用計画認定申請書

年 月 日

大分県知事

殿

金融機関経由

申請者

住所

会社名

代表者

大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱第3の規定に基づき、資金利用計画の認定を受けたいので、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1項に基づく改善計画の認定書及び改善計画(認定申請中の場合は、改善計画認定申請書)の写しを添付して申請します。

記

1. 漁業経営の内容等

(1) 事業種目

(単位:千円、%)

	主たる漁業	従たる漁業	その他	合計
事業種目の内容				
漁業収入				
その他収入				
合計				
(比率)				100

(注) ・その他は漁業以外の業種(例:水産加工 - すり身 -)を記入すること。

・(比率)は合計値に対する「主たる漁業」、「従たる漁業」、「その他」の比率を記入すること。

(2) 所有漁船

(単位:総トン数)

対象 (注1)	漁船名	規模	漁業種類 (注2)	対象 (注1)	漁船名	規模	漁業種類 (注2)
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()
			()	合計		総トン数	
			()	隻		トン	

(注1) 「対象」欄には、経営改善のための取組を行う漁船の場合のみ、 を付すこと。

(注2) 同一船で兼業業種がある場合には()に記入すること。

(注3) この表は漁船所有者のみ記入すること。

(3) 従業員数

漁業部門従事者()名 + その他の部門の従事者()名 = 計()名

2. 資金利用計画

(1) 資金借入金融機関名 ()、 () 支店、支所)

(2) 極度額が最大となる年度の極度額

(単位:千円)

項目	極度額が最大となる年度
現金支出	
()	(年度、)
()	()
()	()
極度額	
()	(年度、)
()	()
()	()
(参考)平残額	
()	(年度、)
()	()
()	()

- (注) 1. 「現金支出」欄については、漁業経費等のうち運転資金需要の発生要因となるものに限定して記入のことで、「(3)月次資金繰表(経営体の業種毎のトータル)」の現金支出と一致させること。(減価償却費等の、現金支出が伴わないものについては含まない。)
2. 極度額のうち、最大のものは「(3)月次資金繰表(経営体の業種毎のトータル)」の極度額と一致する。
3. 「現金支出」、「極度額」、「平残額」の、項目欄の()については業種名を、極度額が最大となる年度欄の()については業種別の極度額が最大となる年度及び極度額を記入し、経営体の各項目の合計全体値を記入する。
4. 極度額()は、現金支出()の範囲内となるので留意のこと。

(3) 月次資金繰表(漁船漁業、定置漁業用)

(経営体の業種毎のトータル)[5か年のうち運転資金極度額が最も大きい年度のものを作成]

(単位:千円)

(業種:)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12か月合計
現金収入	水揚高													
	前受金													
	その他収入													
	合計 A													
現金支出	労務費													
	燃料費													
	修繕費・漁具費													
	その他漁労経費													
	販売管理費													
	合計 B													
資金過不足 C=A-B														
短期資金繰	漁業経営改善促進資金借入 D													
	その他借入 E													
	漁業経営改善促進資金返済 F													
	その他借入金返済 G													
総合資金過不足 H=D+E-F-G														
現金・預金増減額 I=C+H														
漁業経営改善促進資金残高 J=前期J+D-F														
現金・預金残高 K=前期K+I														
参考:約定弁済(含む利息)														

漁業経営改善促進資金のピーク残高(上記Jのうち残高が最も多い月の残高)= 千円(月) 漁業経営改善促進資金の年間平均残高=L/12= 千円

(3) 月次資金繰表(養殖業用)

(経営体の業種毎のトータル)[5か年のうち運転資金極度額が最も大きい年度のものを作成]

(単位:千円)

(業種:)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12か月合計
現金収入	水揚高													
	その他収入													
	合計 A													
現金支出	種苗費													
	餌料代													
	雇用労賃													
	その他													
	合計 B													
資金過不足 C=A-B														
短期資金繰	漁業経営改善促進資金借入 D													
	その他借入 E													
	漁業経営改善促進資金返済 F													
	その他借入金返済 G													
総合資金過不足 H=D+E-F-G														
現金・預金増減額 I=C+H														
漁業経営改善促進資金残高 J=前期J+D-F														
現金・預金残高 K=前期K+I														
参考:約定弁済(含む利息)														

漁業経営改善促進資金のピーク残高(上記Jのうち残高が最も多い月の残高)= 千円(月) 漁業経営改善促進資金の年間平均残高=L/12= 千円

3. 既往借入金の償還見込み

(単位:千円)

	/ 実績	年度	年度	年度	年度	年度
経常利益						
減価償却費						
償却前利益 X						
既往長期借入金 の約定弁済額 Y						
差引 X - Y						

(注) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の改善計画申請書の数字と同一となること。

(様式第3号)

番 年 月 日
年 月 日

殿

大分県知事

資金利用計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった資金利用計画については、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱第3の3の規定に基づき、適当であると認定します。

認定年月日： 年 月 日

認定番号： 号

認定の有効期限： 年 月 日まで

認定金額(極度額)

(単位:千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
極度額					

注意：

1. 各年度の借入については、資金の必要時期に借入の手続きを行って下さい。
2. 上記極度額は借入れの上限金額であり、実際の借入れに当たっては極度額の範囲内で必要な額の借入れにとどめて下さい。

(様式第4号)

年 月 日

資金利用計画変更申請書

大分県知事

殿

金融機関経由

申請者

住 所

会社名

代表者

私は、 年 月 日付け 号で認定を受けた資金利用計画について、変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更内容

(注)認定済みの資金利用計画の写しを朱書訂正し、添付して下さい。

(様式第5号)

番 年 月 日
号 日

殿

大分県知事

資金利用計画変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった資金利用計画変更申請については、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱第3の4の規定に基づき、適当であると認定します。

1. 変更認定年月日： 年 月 日 (当初)
2. 変更認定番号： 号 (当初)
3. 変更認定の有効期限： 年 月 日まで (当初)
4. 変更後の認定金額(極度額)

(1) 極度額

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
変更後 認定額					
当初 認定額					

(2) その他

大分県知事 殿

所在地
融資機関名
代表者

年度及び 年度(10月1日から3月31日)漁業経営改善促進資金の貸付目標額等について

年度及び 年度(10月1日から3月31日)漁業経営改善促進資金の貸付目標額等について、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱第5の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 年度分

(1)貸付予定目標額(年間見込平均残高)

(2)年間見込平均残高の積算根拠 (単位:千円)

区分	取扱機関	第1四半期 (4.5.6月)	第2四半期 (7.8.9月)	第3四半期 (10.11.12月)	第4四半期 (1.2.3月)	年間
期中最高残高見込	基金協会					
取引契約者数(人)	"	()	()	()	()	()
極度額の合計額	"	-	-	-	-	

(3)債務保証

保証機関	件数	債務保証額(極度額)
全国漁業信用基金協会	件	千円

(注意)()内には、新規予定者を記入する。なお別紙1及び別紙2を作成し添付すること。

2. 年度(10月1日から3月31日)分

(1)貸付予定目標額(年間見込平均残高)

(2)期間中見込平均残高の積算根拠 (単位:千円)

区分	取扱機関	第1四半期 (4.5.6月)	第2四半期 (7.8.9月)	第3四半期 (10.11.12月)	第4四半期 (1.2.3月)	第3、第4 四半期計
期中最高残高見込	基金協会					
取引契約者数(人)	"	()	()	()	()	()
極度額の合計額	"	-	-	-	-	

(3)債務保証

保証機関	件数	債務保証額(極度額)
全国漁業信用基金協会	件	千円

(注意)()内には、新規予定者を記入する。なお別紙3の一覧表を作成し添付すること。

年度 契約者別極度額等見込表

融資機関 _____

(単位:百万円)

区分		氏名	取扱機関	極度額 (認定極度額)	年間平均残高	四半期別最高残高見込額				債務保証額
新規	継続					第1四半期(4~6月分)	第2四半期(7~9月分)	第3四半期(9~12月分)	第4四半期(1~3月分)	
				()						
				()						
				()						
				()						
				()						
				()						
				()						
		合計		()						

- 注 1 区分の欄は、該当する箇所に を記入する。
 2 極度額欄の()内には、経営改善計画認定時の認定極度額を記入する。

別紙2(様式第6号関係)

年度月次資金繰表(漁船漁業、定置漁業用)

(契約者名:)

(単位:千円)

(業種:)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12か月合計
現金収入	水揚高													
	前受金													
	その他収入													
	合計 A													
現金支出	労務費													
	燃料費													
	修繕費・漁具費													
	その他漁労経費													
	販売管理費													
	合計 B													
資金過不足 C=A-B														
短期資金繰	漁業経営改善促進資金借入 D													
	その他借入 E													
	漁業経営改善促進資金返済 F													
	その他借入金返済 G													
総合資金過不足 H=D+E-F-G														
現金・預金増減額 I=C+H														
漁業経営改善促進資金残高 J=前期J+D-F														L
現金・預金残高 K=前期K+I														
参考:約定弁済(含む利息)														

漁業経営改善促進資金のピーク残高(上記Jのうち残高が最も多い月の残高)= 千円(月) 漁業経営改善促進資金の年間平均残高=L/12= 千円

別紙2(様式第6条関係)

年度月次資金繰表(養殖業用)

(単位:千円)

(業種:)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12か月合計
現金収入	水揚高													
	その他収入													
	合計 A													
現金支出	種苗費													
	餌料代													
	雇用労賃													
	その他													
	合計 B													
資金過不足 C=A-B														
短期資金繰	漁業経営改善促進資金借入 D													
	その他借入 E													
	漁業経営改善促進資金返済 F													
	その他借入金返済 G													
総合資金過不足 H=D+E-F-G														
現金・預金増減額 I=C+H														
漁業経営改善促進資金残高 J=前期J+D-F														L
現金・預金残高 K=前期K+I														
参考:約定弁済(含む利息)														

漁業経営改善促進資金のピーク残高(上記Jのうち残高が最も多い月の残高)= 千円(月) 漁業経営改善促進資金の年間平均残高=L/12= 千円

年度下期契約者別極度額等見込表

融資機関

(単位:百万円)

区分		氏名	取扱機関	極度額 (認定極度額)	下期平均残高	四半期別最高残高見込額				債務保証額
新規	継続					第1四半期(4~6月) (実績)	第2四半期(7~9月) (見込み)	第3四半期(10~12月) (見込み)	第4四半期(1~3月) (見込み)	
				()						
				()						
				()						
				()						
				()						
				()						
				()						
		合計		()						

注1 区分の欄は、該当する箇所を記入する。

2 極度額欄の()内には、資金利用計画認定時の認定極度額を記入する。

(様式第7号)

年度貸付目標額協議書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

大分県知事

年度漁業経営改善促進資金貸付目標額の協議について

年度における漁業経営改善促進資金の貸付目標額(見込年間平均残高をいう。以下同じ。)について下記により協議します。

記

1 設定しようとする貸付目標額

貸付目標額	百万円
(預託額)	
うち、全国漁業信用基金協会	百万円

2 都道府県低利預託資金調達計画

出捐する機関名	金額	備考
	百万円	
計		

注; 1 借入金について利子補給する場合にあっては、利子補給金を負担する機関名と借入金の限度額を記載する。

2 備考欄には、出捐の形態(交付金、預託金、無利子貸付金、有利子貸付金、利子補給金等)と出捐先の基金協会名を記入する。

3 その他参考となるべき事項(県協会、業種別協会別に作成。)

(1)基礎データ

貸付予定漁業者等	人	(うち新規	人)
融資機関数	機関	(うち漁協	機関)
		(信漁連)
		(農中)
		(銀行)
		(信金)

(2)前年度貸付目標額 百万円

(3)前年度貸付見込額(見込年間平均残高) 百万円

(様式第8号)

番 号
年 月 日

融資機関名

代表者 殿

大分県知事

年度漁業経営改善促進資金に係る貸付目標額及び低利預託資金額の通知について

年度における漁業経営改善促進資金の貸付目標額及び低利預託資金預託額について、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱第5の1の(5)の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

(単位:百万円)

貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託資金預託額 (計画額)

(様式第9号)

番 号
年 月 日

全国漁業信用基金協会
担当理事 殿

大分県知事

年度漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金額の通知について

年度における漁業経営改善促進資金の融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金額について、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱第5の1の(5)の規定に基づき、下記1のとおり通知します。

なお、これに伴う大分県低利預託資金調達計画は、下記2のとおりとします。

記

1 (単位:百万円)

融資機関名	貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託資金預託額	
		(計画額)	県低利預託資金分

2 年度漁業経営改善促進資金に係る県低利預託資金調達造成計画単位:百万円)

出捐機関	出捐額 (借入金限度額)	出捐形態	出捐予定時期
大分県		利子補給金	月 日

(様式第10号)

第 号
年 月 日

水産庁長官 殿

大分県知事

年度漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金額について

年度における漁業経営改善促進資金の融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金額について、漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱第5の1の(1)の規定に基づき、下記1のとおり報告します。

なお、これに伴う大分県低利預託資金調達計画は、下記2のとおりです。

記

1 (単位:百万円)

出えん先	融資機関名	貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託資金預託額	
			(計画額)	県低利預託資金分
全国漁業信用基金協会				

2 年度漁業経営改善促進資金に係る県低利預託資金調達計画 (単位:百万円)

出捐先	出捐機関	出捐額 (借入金限度額)	出捐形態	出捐予定時期
全国漁業信用基金協会	大分県			月 日

(様式第11号)

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

(融資機関名)

代表者名

漁業経営改善促進資金融通事業の取扱いに係る届出について

漁業経営改善促進資金融通事業の取扱いについて、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱第5の3の(2)の規定に基づき、全国漁業信用基金協会との契約書の写しを添えて届け出ます。

(様式第12号)

漁業経営改善促進資金貸付状況報告書 (年度第 四半期末)

全国漁業信用基金協会
担当理事 殿

年 月 日
(融資機関名)
代表者名

年度第 四半期末における漁業経営改善促進資金の貸付状況を別表のとおり報告します。

別表

(単位:百万円)

	第1・四半期末				第2・四半期末				第3・四半期末				第4・四半期末			
	4月	5月	6月	累計	7月	8月	9月	累計	10月	11月	12月	累計	1月	2月	3月	累計
前月末貸付残高				X				X				X				X
当月末貸付残高(A)																
当月末低利預託基金受入残高(B)																
達成率A/(B×4) (%)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
(参考)取引契約者数(人)																
取引契約者の極度額の合計額(百万円)																

注; 1 貸付残高は、当座貸越にあっては、月末時点で貸越している者の貸越額の合計額とすること。

2 取引契約者数及び極度額の合計額は、それぞれ各期末の状況を記入すること。

3 累計欄は、年度期首からの合計額を記入すること。

(様式第13号)

漁業経営改善促進資金低利預託資金等状況報告書(年度第 四半期末)

大分県知事
水産庁長官

殿

年 月 日
全国漁業信用基金協会
担当理事

年度第 四半期における漁業経営改善促進資金の低利預託資金の預託等の状況を漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について(平成23年9月1日付け22水魚第2456号水産庁長官通知)第6の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 低利預託資金預託状況

(単位;百万円)

	前期末残高 (A)	期中増減額		当期末残高 (D=A+B-C)	累計残高
		増(B)	減(C)		
預託融資機関数					
低利預託基金					E(注1)

2 漁業経営改善促進資金貸付状況

前期末貸付残高		百万円
当期末貸付残高		百万円
累計貸付残高 F(注1)		百万円
達成率 F/2×E		%
(参考)		
取引契約者数		人
極度額の合計額		百万円

(注1)

$$\text{達成率} = \frac{\text{F 年度期首から各月末までの漁業経営改善促進資金累計貸付残高}}{\text{E 年度期首から各月末までの低利預託資金累計預託残高} \times 2} \times 100$$

(注2) 取引契約者数及び極度額の合計額は、それぞれ各期末の状況を記入すること。

参考資料

漁業経営改善促進資金貸付状況報告書集計表

[大分県]

(金額単位:百万円)

融資機関		貸付残高					低利預託資金受入残高					達成率 (%) (A/(B×2))	取引契約者数等		備考
区分	名称	前期末 累計	当期各月末残高			当期末 累計(A)	前期末 累計	当期各月末残高			当期末 累計(B)		契約者 (人)	極度額合 計	
			月末	月末	月末			月末	月末	月末		月末			
漁協															
小計															
銀行															
小計															
信金															
小計															
合計															

- (注) 1. 当期末累計は、年度期首からの累計である。
 2. 本集計表は、基金協会が漁協等からの報告書集計する際に作成するものである。

(様式第14号)

大分県漁業経営改善促進資金預託資金原資貸付契約書

大分県知事 (以下「甲」という。)と全国漁業信用基金協会担当理事 (以下「乙」という。)とは、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5の2の(1)の規定に基づく県資金の貸付けにおいて次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、大分県漁業経営改善促進資金低利預託金の原資として金 を無利子で乙に貸し付け、乙はこの資金を甲の指定する融資機関に預託するものとする。

第2条 前条の預託を行う場合の預託条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資機関に対する低利預託金の利率は、年1パーセントの利率とする。ただし預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの)における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1パーセント未満のときは、当該利率とする。
- (2) 融資機関への預託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとすること。
- (3) 低利預託資金の運用については、要綱の定めるところによる。

第3条 この資金の貸付期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第4条 乙は、貸付期間を過ぎて返済したときは、その遅延した日数に応じて延滞した金額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延賠償金を支払わなければならない。

第5条 この契約書及び要綱に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じた場合には、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するためにこの契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 大分県知事

乙 全国漁業信用基金協会
担当理事

(様式第15号)

個人情報の取扱いに関する同意書

関係機関への関係書類の提供について、次の範囲内で同意します。

頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外に提供されることはありません。

関係機関に提供する情報の内容は、借入申込書、保証委託申込書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。

利用目的は、本申込書に係る関係機関による審査、貸付手続、事後管理及び経営能力向上のための指導です。(農林水産省経営局から漁業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

次のいずれかの に✓を入れて下さい。

1. 提供先として同意する関係機関

全ての関係機関に提供することに同意します。

下記の関係機関に提供することに同意します。(同意する機関の に✓を入れて下さい。)
(行政機関等)

大分県 市町村 県振興局
(融資機関・保証機関)
大分県漁業協同組合 大分県信用漁業協同組合連合会 農林中央金庫福岡支店
()銀行 ()信用金庫 (株)日本政策金融公庫大分支店
全国漁業信用基金協会 (その他)
()

借入れしようとする融資機関、保証機関、利子助成を行っている県、市町村への情報の提供に同意頂けませんと融資、利子助成等に必要な書類が揃わないこととなります。

2. 提供同意する情報の種類

関係書類の情報の全てについて、1の 印の関係機関(融資機関にあっては借入れしようとする機関に限る。)に提供することに同意します。

下記の情報について、その他の構成機関に提供することに同意します。

(同意する書類の に✓を入れて下さい。)

漁業経営改善促進資金借入申込書(添付書類)

債務保証委託申込書(添付書類)

上記のとおり、確認しました。

年 月 日

住所・所在地
氏 名